

「芦屋市プレミアム商品券 2019」協力店舗を募集中

芦屋市は、消費税率引き上げにあたり、子育て世帯などの消費への影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするために「芦屋市プレミアム商品券 2019」を発行します。

「芦屋市プレミアム商品券 2019」の主旨をご理解いただき、協力いただける事業者様を募集します。

商品券発行事業の概要（予定）

- (1) 名 称 芦屋市プレミアム商品券 2019
- (2) 発行総額 4億円程度
- (3) 発行内容 80,000冊（1冊：500円×10枚綴り）
1冊5,000円分を4,000円で販売（プレミアム率20%）
- (4) 購入者 2019年6月1日に芦屋市在住で①または②にあたる人
①2019年6月1日現在で満0歳～2歳の子どもがいる世帯主。
②2019年1月1日付けで非課税家庭の方。
- (5) 販売開始 2019年9月下旬～2020年2月
※期間中集中販売を行います。
- (6) 有効期間 2019年10月1日（火）～2020年2月29日（土）
- (7) 販売方法 芦屋市から対象となる世帯のうち希望者に販売引換券を送付
販売引換券と交換で一人上限5冊まで購入。
- (8) 利用店舗 芦屋市内に店舗があり、芦屋市プレミアム商品券の取扱いを登録した小売店、飲食店、サービス業、大規模店舗等

参加店舗の募集

- (1) 参加条件 芦屋市内において、事業所・店舗等を有する事業者とし、市内の店舗に限り商品券の利用を可能とします。
- (2) 申込方法 参加店舗の登録を希望される方は、「参加店舗登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、芦屋市地域経済振興課へお申し込みください。
- (3) 申込期間 2019年4月1日（月）から2019年4月25日（木）まで
※5月15日（水）まで延長します。
- (4) 参加店舗負担金 郵便料などの諸費用。登録料・振込手数料は不要。
- (5) 商品券換金請求日 2019年11月上旬から2020年3月下旬の間で、3回を予定。（振込には請求から1か月程度要します。）

【個人情報の取扱いについて】

登録申請書に記載された個人情報については、本商品券発行事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管します。

1. 募集要項

(1) 商品券発行事業の目的

消費税率引き上げにあたり、子育て世帯などの消費への影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的とする。

(2) 商品券の利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い
- ・ 国や地方公共団体への支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 医療保険や介護保険などの一部負担
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ・ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ その他、芦屋市が指定するもの

(3) 参加資格

芦屋市内において、事業所・店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券等の利用を可能とします。また、以下の要件をすべて満たしている者としてします。

- ① 上記「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品以外を取り扱う者
- ② 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていない者
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない者
- ④ 芦屋市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247

条の規定に基づく公訴を提起されていない者等

- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していない者
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していない者
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

（4）商品券の使用厳守事項

- ・ 本商品券は、物品の販売また役務の提供などの取引において利用可能です。 ※上記以外において商品券を売買・流通させることは禁止。
- ・ 本商品券は、参加店舗で有効期間内に限り利用できます。
- ・ 本商品券は、現金との引き換えは致しません。また、釣り銭は支払わないでください。
- ・ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ・ 本商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（芦屋市）は責を負いません。
- ・ 参加店舗において、本商品券を利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等により明示してください。
- ・ 本商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する等をご遠慮ください。
- ・ 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、使用者本人が綴りを持っており、商品券番号からその綴りの物と確認できれば使用できます。
- ・ 有効期間を過ぎた商品券を受け取らないでください。

2. 参加店舗の募集について

（1）募集店舗数

概ね200店舗程度

（2）申込方法

参加店舗の登録を希望される方は、この「募集要項」及び「誓約事項」に同意のうえ、別添の「参加店舗登録申請書 兼 誓約書」に必要事項を記入し、下記まで郵便でお送りください。

〒659-8501 芦屋市精道町7-6

芦屋市役所地域経済振興課 プレミアム商品券店舗係

※ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者について

は、「参加店舗登録申請書 兼 誓約書」は店舗ごとに記載し、事業者単位で一括してお申込みください（市内全ての店舗で利用可能としていただきます）。

この場合、各店舗の名称（例：〇〇スーパー芦屋店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、業種、担当者氏名がわかるもの（様式自由）を添付してください。

すべての利用店舗が「募集要項」ならびに「誓約事項」に同意していただいてうえで、申込み必要があります。

（3）申込期間

2019年4月1日（月）から2019年4月25日（木）まで

※5月15日（水）まで延長します。

（4）登録

申込みのあった事業者については、参加店舗として登録いたします。

ただし、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には登録を取り消す場合があります。

3. 商品券の引換販売方法について

商品券の販売方法

芦屋市から対象となる世帯のうち希望者に販売引換券を送付。

販売引換券と交換で1人につき上限5冊販売

4. 商品券の使用期間について

商品券使用可能期間

2019年10月1日（火）～2020年2月29日（土）

5. 参加店舗の責務等

参加店舗は次に掲げる事項を遵守又は注意ください。

（1）参加店舗は、芦屋市プレミアム商品券2019が利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するステッカー及びポスターを、利用者に分かりやすい場所に掲示すること。

（2）使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いがないか確認してください。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに芦屋市へ報告してください。

本商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知願います。

- (3) 取引により本商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に参加店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。また、使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のために参加店舗控え部分が必要なため、入金確認を完了するまで保管してください。(この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご注意願います。) なお、申請時の店舗と裏面の参加者店舗名が異なると換金できない場合があります。
- (4) 参加店舗への換金分代金は、口座振り込みさせていただきます。振込手数料については芦屋市で負担します。
- (5) 商品券の交換及び売買を行わないでください。
有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (6) 当該事業に係る関係者の事業運営にご協力ください。

6. 換金手続きについて

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った参加店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下①～③によることとします。

- ① 参加店舗は、使用済商品券及び換金請求書を、芦屋市地域経済振興まで参加店舗登録証とともに持参してください。
- ② 換金請求日に応じて約1か月後に参加店舗の指定口座へ支払われます。
- ③ 換金請求できる回数は3回までです。

7. 参加店舗の取消等

参加店舗による「募集要項」及び「誓約事項」の各事項に違反する行為が認められた場合、参加店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

8. その他留意事項

- (1) 店頭に掲示していただくポスターや「参加店舗用運営マニュアル」は、2019年9月下旬までに参加店舗に郵送します。
なお、9月中旬に芦屋市内において、参加店舗を対象とした説明会の開催を予定しております。
詳細は後日ご案内いたします。
- (2) この募集要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、芦屋市がそ

の対応を決定いたします。

- (3) 登録後、参加店舗の都合で商品券の取扱いを辞退した場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- (4) 参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券を使えるお店」として、商品券利用可能店舗一覧、芦屋市ホームページ、その他の方法により広報します。
- (5) 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等を希望される場合は、事前に芦屋市にご相談ください。
- (6) すべての内容は途中で変更される可能性があります、ご了承ください。

誓約事項

下記誓約事項を確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
2. 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
3. 商品券の再販・再流通をいたしません。
4. 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事業がない限り途中辞退はいたしません。
7. 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
8. 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して芦屋市からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP、チラシ等に掲載）について同意します。
11. 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

★お問い合わせ先

芦屋市プレミアム商品券2019 コールセンター

平日 10:00~17:00（土・日・祝休み）

TEL：0797-38-2724